

実質化された人・農地プラン（令和5年度見直し）

市町村名	対象地区名／地域名	当初作成年月	直近の更新年月日
青森市	横内 (横内・野尻・四ツ石・大矢沢・雲谷 ・合子沢・新町野・牛館)	平成25年1月	令和6年3月27日

1. 対象地区の現状

<p>認定農業者により水稲や野菜が栽培されている。水田は基盤整備されておらず耕作放棄地がみられるほか、河川が多く水源はあるものの利用可能な水は冷たく、農業用水路が未整備であることから用排水管理が難しい。担い手の高齢化が進んでおり、若い担い手が少ないほか、パート等の労働力がなかなか確保できない状況である。地域には山間部の傾斜地があり、山間部からの猿による獣害が発生している。</p>	
① 地域内の耕地面積	268.9 ha
② アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	157.2 ha
③ 地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	136.7 ha
1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	68.5 ha
2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
④ 地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	76.0 ha

2. 対象地区の課題

課 題	概 要
① 基盤整備に関する課題	農地や用排水路の整備のため、基盤整備の実施に向けた取組が必要である。
② 担い手に関する課題	担い手の高齢化を解消するため、若い世代の担い手を確保が必要である。
③ 労働力に関する課題	パート等の確保が難しく労働力不足の解消が必要である。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、関係機関との連携しながら基盤整備の実施等を検討し、耕作放棄地や分散錯圃の解消を図る。</p>
--

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

<p>関係機関と連携した基盤整備の実施により認定農業者への集約化を図り、耕作放棄地や分散錯圃の解消を図る。パート等の労働力募集を行うとともに、近隣の大学や学校と連携し、新規就農希望者の掘り起こしを行うほか、新規就農者とベテラン農業者とのつながりの場を設け、就農時のサポートを充実させることにより、若い世代の中心経営体の確保を図る。また、食育や農業体験の機会を増やししながら、地域で次世代の担い手の確保に努める。</p>

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数	20 経営体
法人	5 経営体
個人	15 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織